

専攻科2年生 諸君

学生主事

令和4年度後期授業料免除【経過措置】について

このことについて、申請を希望する学生は、下記「1.免除の対象」のとおり自らが対象となるかを確認の上、学生課学生係(gakusei@jimu.nara-k.ac.jp)へメールにて連絡してください。申請書類を配付または郵送(夏季休業期間中)しますので、同封している授業料免除申請要項に記載のある期限までに必要書類を提出してください。

本制度は、「高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免制度」(以下新制度という)の対象外等となる学生が対象となります。新制度については別掲示「日本学生支援機構給付奨学生在学採用(2022年度 二次採用)及び高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免について」を確認すること。また、災害等及び学資負担者の失職等による特別な事情がある場合の授業料免除については、別掲示「令和4年度後期授業料免除【災害等による特別な理由及び特別措置】について」を確認すること。

記

1.免除の対象

専攻科2年生で、経済的理由によって授業料の納付が困難※1 であり、かつ、学業優秀※2 と認められる者で以下のいずれかに該当する学生

- ・新制度による授業料等の減免の対象外となる学生
- ・新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる学生

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別な事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。

※2 「学業優秀」とは、専攻科2年生については、本校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3 以上であること。あるいは、それと同等と認められることをいいます。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別な事情がある者については、特例が認められます。

なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者(授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。)は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

2.免除実施額

後期分授業料の全額または半額

3.申請書類配付期間

令和4年7月19日(火)～9月22日(木)

4.注意事項

- ・申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ・前期に申請していても、選考はそれぞれ各期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

以上